

京都市告示第481号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年3月29日

京都市長 門川大 作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
久世高田3号線	南区久世高田町384番地地先から 同区久世中久世町五丁目310番地地先まで	平成23年4月1日 午後2時

(建設局土木管理部道路明示課)